静岡地方最低賃金審議会運営規程案新旧対照表

改正案 行 現 第3条・・・小委員会を設けること 第3条・・・小委員会等を設けるこ ができる。 とができる。 第4条 会長が必要であると認めると きは、テレビ会議システム(映像と 音声の送受信により、相手の状態を 相互に確認しながら通話をすること ができるシステムをいう。次項にお いても同じ。)を利用する方法によっ て、会議に出席することができる。 (新設) 2 テレビ会議システムを利用する方 法による会議の出席は、最低賃金審 議会令第5条第2項及び第3項に規 定する会議への出席に含めるものと する。(新設) 3 ・・・その旨を会長に通知しなけ 1 ・・・その旨を会長に適切な方法 ればならない。 で通知しなければならない。 4 ・・・あらかじめ会長に通知しな 2 ・・・あらかじめ会長に適切な方 ければならない。 法で通知しなければならない。 第7条 会議の議事については、議事 第7条 会議の議事については、議事 録を作成するものとする。(以下削 録を作成し、議事録には、会長及び 会長の指名した委員2名が署名する 除) ものとする。 3 議事録を非公開とする場合には、 3 前条第1項ただし書きにより、会

長が非公開とした会議については、

議事要旨を作成し公開するものとし

- る。(4項から繰り上げ)
- て準用する。(新設)
- を行ったときは、議決書又は答弁書 を局長に提出するものとする。
- 議決に基づいて行う。 (第10条から繰り上げ)

第10条 (削除)

議事録も非公開とする。

- 4 前3項の規定は、小委員会につい 4 議事録を非公開とする場合には、 議事要旨を作成し公開するものとし る。
- 第8条 会長は、審議会において議決 第8条 会長は、審議会が議決を行っ たときは、答申書又は議決書をそれ ぞれ議事録の写しを付してその都度 静岡労働局長に送付するものとす る。
- 第9条 この規定の改廃は、審議会の │ 第9条 この規程に定めるもののほ か、小委員会等の議事運営に関し必 要な事項は、小委員会等の長が当該 小委員会等に諮って定める。
 - 第10条 この規定の改廃は、審議会 の議決に基づいて行う。

(傍線部分は改正部分)